

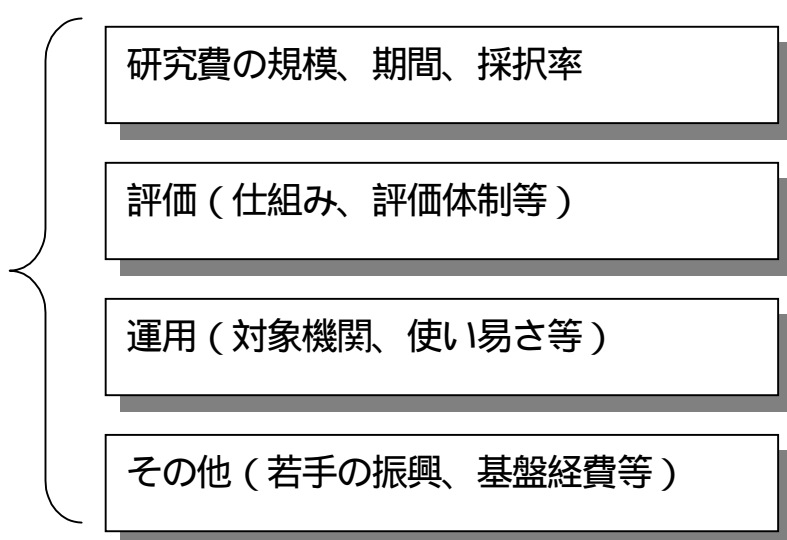
平成13年4月25日

競争的資金に関する論点整理

いわゆる競争的資金（別紙）については、科学技術基本計画において期間中に倍増を行うこととされ、効果を最大限に発揮させるためには、評価を中心にその改革が不可欠であるとされている（参考資料1）。

自由民主党政務調査会等でも、競争的資金に関して「府省横断的な評価のルール化と運用」「競争的資金の改革」を早急に具体化することが強く求められている。

これらを踏まえ、競争的資金に関する議論の論点整理したものが以下の通り。



1. 研究費の規模、期間、採択率

- 必要かつ十分な研究費の確保と3～5年程度の研究期間の重視すること。
- 日本では、1課題あたりの金額が十分でなく、研究者は非常に多くのプロジェクトに申請していることが採択率を下げ、また多くのプロジェクトに申請しなければならないという悪循環に陥っていること。

2. 評価

国民にわかりやすい仕組みとするため、各府省に共通する具体的な評価ルールを早急に整えること。

（研究課題の評価と研究者の評価）

- 研究者個人が評価され得るような研究費制度・運用の改善。
- 一般にグループ研究では研究者一人一人の評価が行き届かず、熱心にやらない人が出てきて研究の効率を下げることがあること。また一人一人の研究者にどのくらい研究費が流れているか把握しにくいこと。

- 資金の活用に責任を有する研究者を明確にすること。
- conflict of time (時間の重複) を回避するため、欧米で採られている例を参考に、過度の研究費が集中し、一人の研究者の能力を超えることのないように、申請にあたって、研究者が研究の目標を具体的に自らに課した上で、その研究に割く時間を明記すること (エフォート制度)。

(資源配分への反映)

- 中間評価と事後評価の適切な実施とその結果の運用への反映。
- 評価の結果をその後の研究費の配分等に厳正に反映させること。

(透明性の確保)

- 不採択の理由など評価の結果を研究者に明らかにするとともに、評価結果に対して研究者が説明を求めることのできる仕組みを整えること。

(公正さの確保)

- 評価者に一定の秘密保持を義務づけること。
- conflict of interest (利害の衝突) を回避するため、被評価者に利害関係者がいる場合には評価者にならないこととし、また評価の実施後に評価者名を公表すること。

(評価の基準)

- 評価に当たっては、国際的な視点で見た新規性・革新性を最重要な基準とすること。
- 科学的な観点からの評価と社会的・経済的な観点からの評価を区分して実施し、双方の観点において優れた研究をおのこの推進すること。
- 評価の対象とする論文の質に注目し、「質」を重視した評価に明確に転換するとともに、資源の効率的な使用の視点も重視すること。

(評価体制)

- 評価に関する必要な経費の確保。
- 評価を行う人材の確保。
- 研究の進捗状況等のデータベースの整備。
- どのような研究がどこで誰によって行われているかが常時明らかになるようにし、不必要な重複的研究資金の配分をなくすること。

3. 運用 (対象機関、対象テーマ、使途、使い易さ)

- 多くの研究者の応募を可能とする運用の徹底。
- 対象経費に人件費を含めること。
- 競争的資金の倍増を図っていく中、各府省の持つ競争的資金の目的を明確化し、プログラム・制度の統合・整理を行うこと。

- 研究費総額、研究期間などを一律としないこと。

4. その他（若手研究者の振興、基盤経費等）

- 若手研究者に資金をもっとまわすこと。
- 競争的資金を獲得した研究者の属する研究機関への間接経費の配分と使用結果の報告。
- 間接経費還元のための国立学校特別会計の仕組み整備。
- 競争的資金の拡充にあわせて、オープンな競争や厳正な評価と無関係に配分される研究費のあり方について見直し、教育研究基盤校費及び研究員当積算庁費の在り方を検討すること。

競争的資金に関する論点整理：科学技術基本計画の関連部分の抜粋

(a) 競争的資金の拡充

研究者の研究費の選択の幅と自由度を拡大し、競争的な研究開発環境の形成に貢献する競争的資金を引き続き拡充する。その際、競争的資金を活用し世界の先頭に立っている米国を参考とし、第2期基本計画の期間中に競争的資金の倍増を目指す。競争的資金の効果を最大限に発揮させるためには、評価を中心に、以下の改革が不可欠であり、これを競争的資金の倍増とともに徹底する。

- 研究課題の評価に当たっては、研究者個人の発想や能力が評価され得るよう研究費の制度・運用を改善する。具体的には、単独の研究者がポストドクター・研究支援者等とともに行う研究を大幅に拡大する。複数の研究者が行うグループ研究においては明確な責任体制の下で分担して行うようにする。
- 一定の研究成果が得られるよう、1研究課題あたりに研究遂行に必要なかつ十分な研究費を確保し、また、3～5年間程度の研究期間を重視する。
- 中間評価及び事後評価を適切に実施し、その結果を運用に反映させる。中間評価については、必要に応じて、その結果を当該課題の規模の拡大や縮小、中止等に反映させる。その際に、特に優れた成果が期待される課題については、より大きな成果に結びつけられるように研究期間の延長を可能とする。また、中間評価及び事後評価の結果を、次に競争的資金に応募する際の事前評価に活用できるようにする。これらにより長期的に優れた研究の発展を図る。ただし、過去に競争的資金の応募実績がない者についても、公平に機会が与えられるようにする。
- 評価過程、評価結果、評価手続及び評価項目が提案した研究者に適切に開示されるようにする。
- 専任で評価に従事する人材として研究経験のある者を確保し、研究課題の評価に必要な資源を充てるなど、評価に必要な体制を整える。
- 課題採択時に研究者の実績等を踏まえた公正かつ透明性の高い評価を行うため、研究の進捗状況や成果については定期的に研究者から報告を受け、データベースとして整備する。
- 競争的資金を所管する各府省は、その目的にかなう限り、できるだけ多くの研究者が応募できるよう運用を徹底する。
- 競争的資金のうち、研究者個人に直接配分されるものは、原則として、経理を研究機関に委ねることとして、研究機関が研究費の適切な執行を確保するものとする。

- 競争的研究資金の倍増を図っていく中で、各府省の持つ競争的資金の目的を明確化し、プログラム・制度の統合・整理を行う。

(b) 間接経費

競争的資金の拡大によって、直接に研究に使われる経費は増加してきた。競争的資金をより効果的・効率的に活用するために、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を手当する必要がある。このため、競争的資金を獲得した研究者の属する研究機関に対して、研究費に対する一定比率の間接経費を配分する。

間接経費の比率については、米国における例等を参考とし、目安としては当面30%程度とする。この比率については、実施状況を見ながら必要に応じ見直しを図る。

間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用する。複数の競争的資金を獲得した研究機関は、それに係る間接経費をまとめて、効率的かつ柔軟に使用する。こうした間接経費の運用を行うことで、研究機関間の競争を促し、研究の質を高める。ただし、当該機関における間接経費の用途については、透明性が保たれるよう使用結果を競争的資金を配分する機関に報告する。

国立大学等については、国立学校特別会計の中に競争的資金を獲得した大学に間接経費が還元される仕組みを整える。

(c) 基盤的経費の取扱い

競争的資金の倍増を図っていく中で、教育研究基盤校費及び研究員当積算庁費のいわゆる基盤的経費については、競争的な研究開発環境の創出に寄与すべきとの観点から、その在り方を検討する。その際、

- 教育研究基盤校費については、教育を推進する経費であるとともに大学の運営を支えるために必要な経費としての性格を有すること
- 研究員当積算庁費については、研究機関の行政上の業務遂行に必要な研究費としての性格を有すること

に留意する。